

## 第6回小平市補助金等見直し検討委員会要録

- 1 日時 平成21年9月15日(火) 15時～17時
- 2 場所 健康センター第4会議室
- 3 出席者 委員 6名  
事務局 財務部長、財政課長、財政課長補佐、財政課主査
- 4 配付資料
  - 1 社会福祉協議会
  - 2 シルバー人材センター
  - 3 高齢クラブ 連合会
  - 4 高齢クラブ 単位クラブ
  - 5 自治会防犯灯電気料
  - 6 自治会防犯灯設置費 新設・建替
  - 7 自治会掲示板
  - 8 自治会消火器
  - 9 学校保健会
  - 10 中学校部活動
  - 11 通所訓練等運営費
  - 12 障がい者地域生活支援家賃補助
  - 13 有償家事・介護援助
- 5 次第
  - 1 開会
  - 2 個別の補助金の審査
  - 3 その他

## 第6回小平市補助金等見直し検討委員会要録

平成21年9月15日

15時～17時

健康センター第4会議室

**委員長** 定刻5分前ですけど、内容も多いですので、始めさせていただいてよろしいでしょうか。副委員長は所要できょうは出られないということで、ご意見をメールでいただいていますので、そのときにご報告させていただきたいと思います。

それでは、第6回小平市補助金等見直し検討委員会を始めさせていただきたいと思います。

前回は、予定されたところまで、皆様のご協力スピーディーに終わることができました。きょうも新たに入りますが、予定されたところを議論していきたいというふうに思いますので、ご協力をお願いしたいと思います。

それでは、早速ですけど、資料に基づいて、ご説明いただきながら、検討していきたいと思います。

**事務局** 資料1・31、小平市社会福祉協議会補助金から入りたいと思います。小平の社会福祉協議会です。小平市の市制施行が昭和37年10月ですが、その年に東京都の社会福祉協議会から小平市民生委員児童委員協議会に対して、小平市内に社会福祉協議会を設立するようという要請があって、それを受けてこの会が設立されたというもので、昭和38年7月21日設立ということになっております。小平市として補助を開始したのが昭和58年ということで、25年以上が経過しています。

こちらの活動はかなり多岐にわたっておりまして、資料に沿って申し上げますと、児童・高齢者・障がい者・ひとり親家庭等への支援、法外・緊急援護その他福祉資金貸付、共同募金運動・ボランティア活動の推進、地域福祉活動計画の推進、権利擁護センターこだいらの運営、障がい者自立生活センターの受託、障害者福祉センター、あおぞら福祉センター及び高齢者交流室の指定管理等で、大きな規模で活動を行っている団体です。団体としては20年度決算額が6億9,367万4,000円で、予算的にも大きな団体です。その他の財源は、会費の収入、受託金収入、自立支援費等収入など、さまざまなものになっております。

**事務局** よろしく申し上げます。

事前にお手元に社会福祉協議会事業案内というのが届いているかと思いますが、このあたりもご参照いただきながら進めてまいりたいということでございます。あと、さきにお配りしております補助金の交付要綱というものがございます。まず、この交付要綱に沿って補助金の対象あるいは内容等についてご説明を申し上げます。

要綱の目的のところでは社会福祉協議会の補助金、交付について定めるところでございしますが、補助対象といたしましては、社会福祉協議会が行う社会福祉事業に要す

る経費のうち、人件費及び事業費について、その全部または一部について交付するというようになっております。

人件費については、その下の方に「別表1の基準により」交付するということで定めているところでございます。

事業費については、「別表2の基準により」ということで、別表2のところを見ますと、幾つかの事業が連なって出てまいります。こうした事業をやっているということでございます。

要綱については簡単ですが、以上でございます。

続いて、ヒアリングの模様について説明させていただきます。

問1では、社会福祉協議会とは何かといったことについてのやりとりが記載してございます。

問2のところでは、市からの補助金以外の財源は何かということで、会費以外の収入は1,100万、受託金収入が3億2,200万等々の回答が寄せられております。

問3のところでは、20年度の市補助金は1億3,380万だが充当先は何かということでは、充当先としては3行目に職員人件費に9,018万円、以下、ボランティア活動推進事業等、事業に充てられているということで回答が寄せられております。

人件費の内訳としましては、下から2行目、問3のアンサーのところの下から2行目では、人件費9,018万円は局長1人、職員（属託含む）で11人、計12人分の給料と手当、社会保険料、退職金掛金等の合計額であるという回答が寄せられております。

あと、問5のところでは、職員の時間外勤務手当のことについて聞いたところでございます。実は社会福祉協議会の体質というか、時間外勤務が非常に多いというような傾向がありまして、時間外勤務が必要なのかということで問いましたところ、事業関係で土曜、日曜に行われる事業が多いというようなことから、時間外勤務が多くなっているという傾向があるといったことで、答えが寄せられたところでございます。

財政課の私ども所見といたしましては、評価としてはB、一部見直しの必要ありということにしてございます。その所見、見直しをする必要があるという内容については、市は、今、申しあげました職員の時間外手当のことでございます、人件費の補助をしておりますけども、超過勤務手当、時間外勤務手当ですが、含まれており、この必要性、額の妥当な範囲とか、そういったものを設定する必要があるのではないかとということを見直し課題として挙げたところでございます。

さらに時間外勤務手当の状況について、簡単に申し上げます。

社会福祉協議会の職員の1人当たりの平均の時間外は1年、平成20年度ですが、1人240時間という数値がございまして。小平市の職員1人当たり平均では、126時間という時間になってございます。また、社会福祉協議会と関連の深い健康福祉部というセクションがあるのですが、こちらは1人当たりの平均時間外が202時間と

いうことでございます。

社会福祉協議会というのは、第二の市役所的な業務を行っているということがあるわけでございます。そういった性格から考えましても、関連する健康福祉部の時間外の時間の範囲内であるとか、あるいは行く行くは小平市の市の平均の時間外、こういった時間の管理をすることによって、それに導くためには業務の一部アウトソースであるとか、臨時職員の雇用であるとか、そういった手だてを講じる必要があるのではないかといったことで考えているところでございます。

以上でございます。

**委員長**            ありがとうございます。

社会福祉協議会への補助金ですが、かなり多岐にわたって福祉関係の事業を委託しているというふうな実態になってはいますが、何かご質問ありますでしょうか。

**委員**             受託金収入とありますね。金額一番でかいものですが、具体的にはどういうものですか。

**事務局**          これは社会福祉協議会が市から事業を受託して補助事業としてやる事業以外に、市がやるべき事業の事業者という形で、委託のような形で受けています。

**委員**             市から入るのですか。

**事務局**          はい、市から入ります。指定管理者制度という形で、要は委託のようなものですが、その事業の一つを民間に委託という、アウトソーシングするというのが市の考えとしてあるわけです。その中でこの社会福祉協議会が指定管理者としてなっているものが幾つか施設を持っていると、あおぞら施設ですとか、障害者福祉施設と、そういったもののお金がこの受託収入という形で、市の方から社協さんの方に支払われるということなんです。

**委員**             この時間外は別にしまして、普通の職員の給与ベースというものはどんな基準ですか。

**事務局**          補助金の交付要綱の別表1の一番下の表の右側の方でございます。東京都職員の給与に関する条例等に準じて支給されるということで、都基準の給料表を使っているということでございます。

**委員**             小平市社会福祉協議会というのは、十二、三人の常勤職員がいて、基本的にはそれは全部市から給与として補助金というのか、出していますよと。しかし、個々の事業に当たってはそれに必要な人件費はその人たちがやるから、臨時に雇った賃金分は出すけども、そこには全然積算するときには人件費は含まれていないというふうに理解してよろしいですか。

**事務局**          そうですね。要は指定管理制度という形の中で請け負っている事業については、そこはもちろんその部分の人件費まで入っていますので、そこにいるその職員さんのお給料というものは指定管理の中から払うという形になるわけですが、ただ、実態の問題としては、経理、最後まとめをやりますね。そうするとこの社会福祉協議会のプロパーさんが結局その施設なんかの人の経理もやるわけですね、年末調整だとか

何とかという形になると、何人分はその指定管理の方から人件費の一部分は来ているけれども、あと残りは市の方からもらっているよねという形になります。逆に本来もっと指定管理の方で払うべきものじゃないのというものが、場合によっては人件費という形で入っているかもしれませんし、うちの方から出すというふうに。

**委員**            そういう意味じゃ、この補助金交付要綱の一応給与額はちゃんとやりますよというんだけど、ほかのボランティア活動の推進ずっと以下、各事業の中には、人件費は、賃金は入っていても、人件費はないのですが、福祉サービス総合支援事業というのは、利用者サポートのところを見ると、また給与、扶養手当といろいろありますから、これは先ほど言ったように、最後に締めるときに割り振ったやつの意味のことを言うのですか。

**事務局**           事業ごとに一つずつ経理をするような形で、この仕事についてはこの人が当たるというふうな形の整理はされております。さっきの冒頭の全体の人件費のところからは、その分は外れるような形で、二重にはならない。

**委員**            二重にはしていないということですか。

**事務局**           形の上ではもちろんなってごさいません。ただ、実態としては12人ぐらいの事務所の中でやりますので、仕事は渾然一体となってやるようなケースが多くごさいますので。

**委員**            配分したってしようがないよね。

**事務局**           ただ、ルールとして、区分としてはそういう形ではやってはごさいます。

**委員**            ただ、これ読むと、あれ、全体の人件費はちゃんと見ているのに、また各種の事業支援のとき、こんなところで人件費だ何だといって、扶養、休暇とかずっと出てくるから、やっぱりちょっとわかりにくいですね。これは最後に、人件費と経費を試算するときに、決算するときに、どれだけ、充てられるかというだけの計算のためのこれが出ているのとよくわからないなと思って。

**事務局**           あちらからいただく補助金の届けの中では、おっしゃられた事業にはこの人の人件費が入りますというような形での整理はされてはいるところではごさいます。

**委員**            要するに二重に取っているわけではない。

**事務局**           二重に取っている形にはなってはいませんが、経理上は。

**委員**            でもこのように配分するというものは何か目的があるのでしょうか。

**委員**            原価計算のためにこれやっているんじゃない。

**委員**            原価計算のためでしょうけど、原価計算やる必要があるのですかね。

**事務局**           一つには事業別予算という形で、この事業に対して幾らかかるというような、それぞれ明記して、そこに該当する職員は、この事業には2人張りついていますよ、こちらの事業は1人ですよという形で、そこもまたこの事業に対する2人分の人件費は幾らという形で細かく分けて出している。最後は継ぎ当てたものが決算という形で、12人だと9,000万ですよというような、人件費としてかかった経費はこれだけで

すといつて。

**事務局** 特質として、社会福祉協議会というのは財政援助団体、補助団体ではありながら、なおかつ事業を受ける団体でもあるという、その二面性があるということですよね。一般的に、例えば一般の業者であればその補助という関係はないですから。ただ単に請負なりという契約のもとにやるという関係だけですけども、事業を受ける、仕事をするところでありながら、別のところでは補助金ももらっているという、そこがやっぱり非常に特徴的なところですよ。

**委員** 私も社会福祉協議会の自主開催された講座に受講させていただくことがあり、そのほかにもいろいろお世話になって、物すごく親しみも感じ、職員も一生懸命やっていると知っているんです。時間外が多い多いと、これ言いますが、なるほど私も時間外は多くなるだろうなと想像はできて理解はできるんですけど、このために、例えばフレックスタイムをやって、できるだけ時間外手当を少なくするような方法もあるかなと思うのです。月曜日休みにして、土、日をかわりにやるとか、朝遅くして夜まで長くやるとか、いろいろ考え方はあるから、既にそういうことで工夫されているのでしょけれど、もっと検討した方がいいと思います。

それは、市役所の中でも手続だ何だかんだ、労働基準法だとかがちゃがちゃ言って難しいですけど、こういうところは幾らにでも、明日にでもできるのではないですか、やろうと思えば。

**事務局** おっしゃられるように、そのあたりが私どもとしてもまさに解決の道筋なのかなというふうには感じております。また、言われるとおり、団体としての自主性、独立性がございますので、団体の意思のもとに、そういった人事的な何か工夫であるとか、対応であるとかというものも、大きなところよりはやりやすいという面もあるのかなというふうに感じているところでございます。

**委員** 時間外勤務は数値目標ではなくなったという話ですか。

**事務局** これは役所の場合なんかですと、土日出て、7時間半超えると振りかえをとりなさいとかというような形になっているわけです。

**委員** 振りかえ休日する。

**事務局** そうすると時間外というのはきかないわけですね。人件費、この時間外も含めて青天井的な形で今、市が補助をするという形になっています。これが自分の予算であれば、そんなことしたら人件費が多くなり、ほかの予算がなくなるからだめだよというふうに、時間外を抑制ができるのかなと。

**委員** それは市の方から要求する権利はあるでしょう。

**事務局** うちの方の所見で見直しはやはりそこが重要だという考えです。

**委員** おまけに都の基準でしょう。この仕事を全く、課長レベルの給与でなくて、この仕事本当にやるという人、例えば募ってやったとすれば、もっと安く上がるのではないですか。だから都の基準でやるのであれば、やはりさっきおっしゃったようにせめて

残業代ぐらいはきちんと管理しなきゃいけないのではないかと思いますけど。市の、つまり税金をつぎ込んでいるのだから。

**委員** 組合に入っているんですか。

**事務局** 組合には入っていません。

**委員長** 職員がですか。

**事務局** はい。

**委員** しかしあれですね、私よく知りませんが、時間外の管理といたら、皆さんにこんなことを申し上げると失礼ですけど、初めに予算ありきで、それでもうとにかく仕事でき上がるまでもう何百時間とやる、しかしやらないときもあるから、予算を12カ月でパーで割って、一月幾らとって、みんな出しているものが実態じゃないんですか。そういうくせがあるから、管理してもできないのじゃないですかね。今の大蔵省の予算時期なんか、あんな前、9時ごろ出て行って、夜中の1時、2時、3時までやっていて、そんなだったら一月何百時間となっちゃいますよ。そんなことだととてももたないから、1人当たり何ぼと一月決めて、あとは暇なときでも、あれでやらなくてもいい、そういうところでパーで割ってやる、そんな感覚で私はやっていると想像しているんですけど、現にそういうふうにならなくて、それが問題になった県もあれば、公社もあるし、そういうことで私はそこから見直した方がいいと思います。小平市はどうやっているかは知りません。

**委員長** 今、財政課は特殊で臨時的に予算編成や何かそういう特別な要素あると思うのですが、ほかの職場ではやっぱり上限というリミットみたいなもの、目標管理はしていないんですか、その超勤について、職員1人について大体目安はこのぐらいにしようとか、市がそういうことであれば社協も。

**事務局** 前年の時間外を例えば上限にしまして、それを配当じゃないですけども、要は四半期ごとに時間を見て、どのような執行状況になっているか、第3四半期及び第4四半期が出たときに。

**委員長** 執行の管理ですね。

**事務局** 執行管理して、時間外が前年に比べてふえているねといったときに、このふえている原因は何なのか、特殊事例があれば、この部分は去年と同じでいけば100で終わるはずだったのが、今の状況でいくと120になるという、20分はそういう特殊事例があるよということであれば、それはそれで認めるとかという形にはなるわけですけども、大体、市の内部からすれば、そういった前年実績をもとに、そのやはり予算厳しくなると5%カットしてくださいとか、そういうような形で予算を組んで、そこで執行はさせていくと。あとは週に1回、ノー残業デーというような形をとって、余分な残業させないという変ですけども、そこら辺の抑制もしていると。

**委員長** だから市の職員課が責任かもわかりませんが、市の職員の超勤のコントロール、そういういろんな配分含めて上限コントロールしているということであれば、それに

対応するような形で社協もやってくれというふうなことは言えるわけですね。

事務局

それは言えます。

委員長

財政課の所見でも、この超勤の部分について再考ということですから、その辺は何かの改善策を。

委員

いずれにしても仕事のやり方とか進め方に、変更、改善しなくちゃだめですね。

委員長

代休制も、職員が少ないからなかなかとりにくいのかもしれませんけれどもね。

事務局

アウトソースするとか、手だてはやっぱりいろいろあると思うのですね。場面場面で対応するやり方も違うとは思いますが、やっぱり減らすということの一つの目的として取組んでいくということを進めていただかないと、なかなか減っていかないと。

委員

実感として一生懸命やっておられるのは私自身肌で感じていますから、頑張っておられる方。

委員長

現場ですからね、ニーズに合わせて。

財政課の所見はそういうところですので、その辺工夫していただければというふうに思いますが、副委員長の方からこの社会福祉協議会補助金について、ちょっとメールでメモが入っていますので。

一つは、第二市役所というふうに位置づけされているという説明がありましたが、この市として直接行う必要があるもの、それから、ないもの、要するに市が直接やるべきことなのか、社協に任せるかという、その線引きのところは明確になっているのか。議会とか、そういうところからの意見はないのかとか、そんなことが一つです。

それと社会福祉協議会が、これは市の幹部のことだと思いますが、今、国でも天下りが問題になっていますが、幹部OBの天下り先とか受け皿の懸念はないのか。社会福祉の言葉からすべて是認される風潮があるが、OBの天下りの受け皿的要素はないのかというのが一つと、それから、最近5年間の事業の推移というか、だんだんふえているのか、そういうようなことも含めてだというふうに思いますが、活動内容は特に何か、予算の推移なんか変化があるのかというような質問が寄せられています。この2点です。

事務局

まず、市役所の仕事と社協の仕事の線引きといったところです。

委員長

多くのものを、こう何か任せているというような形に見えますよね。

事務局

そうですね。

委員長

それはそれでもう議論尽くされているのかという趣旨だと思いますが。

事務局

その「第二の市役所」というふうな言葉も出てきましたけども、極めて取り組みの範囲というのは近似値だと思います。また、実は福祉の分野自体も、さっきの時間外の話ありましたけれども、結構多い部類です、福祉分野は。そういった意味からかなり新しい仕事が、福祉の分野で新しい仕事が結構発生をまた最近する傾向もありまして、社協とタイアップして市の福祉施策を進めていくというような、そういうスタイ

ルは定着している感がございます。実態的には、その線引きということでは、かなり場面場面で対応しているということだと思います。言いかえれば線引きははっきりしていないという言い方だろうかと思いますが。

それと2点目の幹部のOBの天降り先、受け皿の懸念はないのかということがございます。さっき社協の職員の12名でしたか、このうちの1名、局長職をやっておりますのが、実は市の幹部職員のOBです。国を別に引き合い出す必要ないのかもしれませんが、手当は部長職ですけれども、部長のころの手当の5分の3ぐらいの手当、これは常勤の毎月分ですけれども、確かにポストとしては部長職がここに局長として入るというのは一種パターン化しております。ただ、いわゆる手当の方、現役の当時、あるいは現役を上回る金額を用意するとか、そういった実態はないところでございます。

**委員長** 事業の推移とか、そういう事業量のことなのですかね、聞かれていること。

**事務局** これは正確な数字でお答えしなければいけません、ちょっと手元にないので、申しわけございません。傾向としては徐々にふえていると、増加傾向にあるということが見えます。

**委員長** 活動内容からいうとやっぱりふえているのでしょうか。

**事務局** そうですね。例えばここ数年でも、例えば成年後見制とかということで、今までなかったような仕事で、やっぱり福祉の分野で取り組み始めたような仕事が、今、また経済環境の悪化に伴って雇用の仕事ですとかということもありますし、かなり、特にこういう状況ですと福祉の分野で受け入れをする仕事はふえるということになりますので、その分が社会福祉協議会の仕事として役割を負うということは傾向としてございます。

大体で恐縮ですが、以上でございます。

**委員** 事業報告を読ませていただいたのですが、理事の数が15名なのです。監事が2人、評議員が40名という人数は、これどうなのですか、こんなもんなのですか。僕がちょっと常識的に考えたらすごく多いなという感じがするのですが。これは無給ですか。

**事務局** ないです。無給です。

**委員** 2ページですね、これの。事業報告及び決算書、2ページの一番上の方で。

**事務局** 理事あるいは評議員等に対する給与あるいは手当といったものはないというふうに認識しております。

**委員** それと関連するのですが、監事の人の監事会というのは年2回やるだけなんですか。民間だったら取締役会には最低、もう監査役なんかは出るようになっているんですよ。そうしたら監査する人が日ごろからもうわかっていますね、内容が。だから非常に仕事もスムーズにいくし、それから、やっぱり透明性というか、第三者的といっても監事の人柄にもよるんだけど、どういう人を監事に選ぶかということがあるのですが、

できれば民間とかあるいは市民の代表みたいな人が中に1人でもおれば、余計その透明性という点では有効だと思うのですけど。

**事務局** 今ご質問いただきましたこと、ちょっと実態の話でございませぬので、確認をいたしまして次回に。

**委員** いや、いいですよ。

**事務局** ご意見としてはもちろん伺うのは。

**委員** 答えはもういいです。ただ、この現実ここに書いてある、事業報告の中に載っていますから、今、申し上げたことは意見ではなしに、事実を申し上げただけで。

**事務局** わかりました。

**委員** もっと監査というものを大事に扱わなきゃいけないんじゃないかなと。

**委員長** 監査機能の問題ですね。

**委員** そうするとこの資料を見ても僕ら安心して見られるんだけど、監事会を2回しかやっていない。

**委員長** これは年度初めか決算とか、それに合わせた、やっぱり数字決算、監査ですね。

**委員** 大変な仕事ですよ、これ。これを見てよくわかりました。

**委員** 大変だと思います。

**委員** これを2回ただやっただけでこんなのはできるわけない。

**委員長** ほかの団体にはいるんですね、監査は。

**事務局** そうです。

**委員長** その辺も意見として。

**委員** 副委員長のその1番目の質問ですが、市がやるところと社協がやるところの線引きはしっかりできているのかという話で、あいまいだという話がありますけど、結局過去の補助金でもやっぱり社協からも出して、市からも出していますという補助金もありますか、幾つか。

**委員長** 市民に対してですね。

**委員** ありましたね。

**委員** やっぱり社協だけでまずやってみるとか、そういうふうにしないと、無制限に何でもかんでも出すという仕事は。

**委員長** 二重支給なようなものはあるのですか。法外援護だとかそういう部分がありました、昔。今あるのかどうか知りませぬけど。

**委員** 小平市監査基準というこの冊子があるのです。さっき図書館で見てきたのですけど、昭和61年6月に発行したのですが、これはなかなかいいこと書いてあるのです。

**委員長** それは市の監査でしょう。

**委員** 市の、小平市監査基準。

**委員** 監査委員が協議してつくったようなものがあります。あれいいこと書いてあるけど、あれ現実にこれできているのかと。

委員長 ご意見は、要は二重支給。

委員 社協の収入と、受託金収入は結局市からの収入ですし、経常経費補助金収入も市からの収入と、結局市からの収入で成り立っているようなものですから。決算書とか見ても、この自立支援費等収入というのはいきなり1億出ているけど、この辺ちょっとわからないし、受託金収入、経常経費補助金収入というのが、6億のうち5億5,000万が結局市からの収入ということですよ。

委員長 市の事業の部分と補助の部分と両方合わせてですね。

委員 31ページあけてみてくださいか。今のお話、これ全部総合のやつだと思うのですが、受託金収入3億2,600万、それが前と変わっているんですよ。自立支援費等収入というのが1億2,100万円あるのです。ところが受託金収入は減っているから、実はこれ振りかわっただけじゃないかなという感じがしているんですけど。というのは、前年が自立支援費収入はゼロになっていますから、ここの二つ足したものが、市から出ているものでしょう、両方。

委員 社協の方で何か予算分けたのかな。

委員 分けたんじゃないかと思うのですが。

委員長 要はどういうことですか、ご質問は。

委員 前年度は受託金収入が。

委員 6億2,000万円のうちの、約、最初の二つだけでも4億5,000万。

委員 受託の部分と補助金と自立支援と。

委員 もうちょっとわからないのは、その下の支出の欄に、基金組み入れ額というのがありますね。新しく出てきた何かやっぱり基金、また新しい何か法人か何かつくったのかなという気がする、違うんですか、9,200万円。

事業活動収支差額というのが、去年は2,500万円プラスだったのに、今度は6,400万円マイナスになっていると、その原因を探ってみたら、結局、基金組み入れ額というところに行くのですかね。収入のところをしてみると、6億2,800万、その前が6億3,000万ですから同じぐらいだとすると、結局は自立支援費等収入というのは受託金から分かれたのではないかな。分かれたのならそれはそれで構いませんが、支出のところでもまた新しい何か仕事ができただろうかな、これね。基金でしょう、これ。

事務局 そうですね。ちょっと個別具体的に。

委員長 ちょっとこれではわからないですね。

事務局 それと委員が、前段の補助金が市からとそれから社協からと出ている例が今までにも幾つかあって、それは市からの補助金が転じてまた社協の補助金になっているのではないかというお話で、その点については社協としては、社協が出している補助金については、社協の経理上は社協の自主財源で賄っているという考えで整理しているということです。ただ、お金に色はついてごさいませんので、全体の余剰金みたいなもの

のになって、そういうふうの流れるといのは、そういう側面も確かにあるのかなということではございますが、一応はそういう整理はされているということではございます。

**委員長** 独自のものは独自のもの、それは独自財源でやっているという、それはそういう整理で。今おっしゃっているのは、ある特定の市民に対して市から直接給付のものもあるんじゃないかと、それから、社協からも出ているものがある。

**委員** 社協が自主的にやるとなれば、市もさらにやる必要があるのかという話です。

**委員長** そういう市から二重給付みたいなものがあるのですかね。

**事務局** 今までも団体なんかに対する補助でも社協からも市からも補助が出ているという。幾つか、現実に出ている場合もありました。他団体への補助金というのは社協さんに見たらバザー収入だとか、そういった独自に社協が事業運営をして収益を得たものを、そういった福祉関係の団体の方に補助して分けてあげているんですよということで、うちの補助金からもらったものをこうやってはいませんという、経理上はちゃんとなっています。

**委員長** 二重支給というのはどういう。

**委員** 社協が自主的にやっているのであれば、小平市さんが出す必要はあるのですかと。

**委員長** どっちかで一方出していけばいいじゃないかという。

**事務局** 先ほど「第二の市役所」というような言葉がありましたけども、そういった意味じゃ二つが市役所になってやることはないじゃないかと、そういう考えもあります。

**委員長** そうそう、どっちかに重点整理した方が。

**委員** 社協が自主的にやるのであればそこは。

**事務局** 市はまさに必要がないという。

**委員長** 市がやるとすれば社協はいいんじゃないかと、そういうことでしょうね。その辺、実態どうなのかあれもわかりませんが、そういう二重、両方から支給されているような補助金に類するものがあれば、そういうものは整理する必要があるのではないかとということですかね、市の側はね。

**委員** 人件費支出というのがすごい、職員の合計が1億8,000万で、職員の諸手当が1億4,000万、これ合わせて3億3,000万ぐらいありますけど、これが12名に支給されているものなのですか。48ページを見ると。

**委員長** 補助金として充当されているのが9,000万。

**委員** 9,000万で、それ以外の社協独自で支給している分とも合わせれば3億3,000万ぐらいになるということですか。

**事務局** そちらの方は、先ほどちょっと出ていたように、指定管理として事業を受けているのもありますね、受託収入という形で。そこにはその事業を展開してもらうための職員、その人件費もその受託収入の中に入っていますから、うちの方からお金が、あおぞら施設ですとか、障害者施設ですとか、そういった施設を社協の方で指定

管理ということでお願いをしている、事業運営してもらうには、それは当然そこにいる職員の人件費もうちの方でお金が入っていますから、その分がここに入って、社協としての経緯としてはそこも含めて最後の決算という形になっていますんで、このプロパーさんのうちの方から人件費として出している9,000万のほかに、そういった独自の、受けている施設に社協を雇っている職員さんの人件費も含めると3億という今数字になっていると。

**事務局** そうですね、事務局には全部で17人いて、あと障害者福祉センターが18人、あおぞら福祉センターの16人と。

**委員長** それも全部含んだ決算ですか。

**事務局** そうです。

**事務局** 決算がこっちの、3億何千万というのはそういった状況が全部含まれて。

**委員長** 12人分、事務局を支えている12人分だけじゃないと。

とりあえずじゃあまた何かあればということで、社協の部分は、ちょっと時間も、大変時間とりましたので、次に行きたいというふうに思います。

それじゃあ次、シルバー人材センター、これも額としては大きいですが、よろしくお願いします。

**事務局** 資料1・32、小平市シルバー人材センター補助事業です。シルバー人材センターとはおおむね60歳以上の健康で働く意欲のある高齢者の方々が、今までの人生で身につけた知識、経験と技術を生かすことにより、ご自身に生きがいを見出して、協働理念のもとに社会貢献することを目的とした団体です。

こちらへの補助開始年は昭和51年です。補助金の充当先ですけれども、主にやはり人件費ですとか、あと管理運営費、あとは事業費ということになっております。こちらも規模的には、億単位で大きいですがけれども、その他財源としましては、同じく受託事業収入とか、会員からの会費ということになっております。

**事務局** こちらにつきましては、資料を今、配付いたします。お配りしたのは、一つにはシルバー人材センターに入会しようという会員募集のパンフレットでございます。これに入会するとこんなこと、こんな仕事していますよとか、こんな団体ですよとか、そういったことを書いた資料でございます。

もう一つの方は、具体的なサービスの、一つの福祉・家事援助サービス、育児支援サービスとか、そういったものに対するパンフレットでございます。この中にもまた「シルバー人材センターとは」ということで、その団体についての簡単な解説を加えた箇所がございますので、こういったところをご参照いただければと存じます。

こちらについて、ヒアリングの状況といたしましては、問1のところでは、シルバー人材センターの活動の状況についてやりとりをしております。

問2のところでは、会員数の動向について聞いております。会員数の動向につきましては、実は平成16年度をピークに減少しているといったことがございます。平成

16年が1,267人でしたが、平成20年は、これは最終的には1,168人、1,195と資料にはございますが、1,168で、平成16から20の間、約5年間で100人ぐらい減ったといったことになるわけでございます。

何で減っていったのかということでは、定年年齢の引き上げや継続雇用によるものではないかと考えているというような回答がございました。ただ、今後は会員の増強や就業の拡大に取り組んでいく必要はあるということで答えているところでございます。

問3のところでは、市からの補助金以外の財源は何かということで、答えとして受託事業収入が4億5,000万円等々の回答がございました。

問4のところでは、市の補助金4,488万円の充当先は何かという問に対して、充当先として職員分人件費に2,977万円、管理運営費に500万円、自主事業等関連推進事業費に300万円等々の回答があったところでございます。

続いて、職員人件費2,977万円の内訳として、事務局長1人、職員5人の計6人分の給与、手当、社会保険料等を支出しているといったところでございました。

自主事業等開発推進事業費の内訳としては、福祉・家事援助サービス200万円、パソコン教室に100万円といった答えがございました。

評価といたしましては、一部見直しの必要性ありということでとらえたところでございます。

一つには、積立金が多く発生しているが補助対象経費を明確にする必要があるといったこと、時間的に多くはありませんが、超過勤務手当の問題がやはりありますので、自主的な組織運営、活動に関する自主努力的なところをお願いしていきたいといった考えのもとに、二つ目の項目を書いております。

また、記載はございませんけれども、問のところでありました会員数が減っているということ、それから、また契約金額の推移を見ましても、契約金額もやや減少傾向があるということで、高齢者の方の人口そのものがふえているという状況が明らかなか中で、会員数が減るであるとか、あるいはその会員の皆さんがする仕事の量である契約金額が減るということは、補助金の価値としても低下しているというふうにとらえ方もできるのかなと考えているところでございます。

**委員長**

シルバー人材センター補助金ですが、ご質問ございますか。

**委員**

今、事務局、課長がおっしゃられていた高齢者の人口はふえているのに会員数は減り、契約金額も減り、補助金の価値も減るといふか、再考する必要があるということですが、市としてはこういう、これから高齢化社会において、高齢者の社会、高齢者社会参加とか生きがいづくりに、何か一番最初に市のビジョンみたいなもので力を入れるみたいなことが書いてあった気がするんですけど、そちらの方との兼ね合いといふか、どうなのでしょう。私もこれあってもいいのかなと思ったんですけど。

**事務局**

シルバー人材センター、昭和51年にできて、32年が経過したというものでござ

います。結構、盛んに、言ってみれば最近ちょっと元気がないのかなというところが留意事項だと思うのです。本当はやはり高齢者の方がふえていけば、こういったところももっと活況を呈してよろしいのではないかなという環境になってきているのではないかという気がするわけですが、その逆にその会員が減ってきているというのは、一つには会としての、例えば会員の方が入りにくいであるとか、入ってもそんなにメリットがないんだよみたいな、何かもう一つ肯定的な価値が育ってきていないのではないかなといったところを懸念しているということです。高齢化社会の一つの受け皿として、非常に有効な働いていただこうということですから、その仕事もやっぱり市民の皆さんから要望、要請のあった仕事をやっていただくということで、需要と供給を市の中で高齢者の方を活用しながらつなぎ合わせていくものであるべきだし、今後とも発展してほしいという気持ちがあるわけです。

そういった中で契約量が減っているとか、シルバー人材センターについても実は補助団体でありながら、委託業者というふうな、そういう性格もあるわけです。例えば具体的に申し上げると自転車駐車場の管理の受付やっている方というのは、高齢の方がやっていらっしゃるよですね。シルバー人材センターの受けている仕事も実はあるのですけれども、競争でやると、ほかの業者さんの方がとってしまっ、シルバー人材センターがとれないといったことが結構あったりして、やはり請負業者としての、まだ洗練されたというんですかね、そういうものがいま一つ、まだもう一歩なのかなというところがそういった契約環境の中には出てきているというのが、これはちょっとかいま見えるところでございまして。そんなもろもろのことを考えながら、もう少し頑張してほしいなという、こんな気持ちでございまして。

**委員** 頑張してほしいな。16年から、16年以降、会員数も減っているし、補助金額も16年に比べると1,000万ぐらい減っているじゃないですか。それは頑張してほしい、自分たちで頑張れという感じですか。

**事務局** そういう面もあるわけです。実際には繰越金が多くなっているところに補助金をふやしていくことの、数字上の意味は薄くなりますので、そんな意味からも補助金を減らしたという経緯もあるわけです。やっぱり頑張してほしいというのと、必ずしもその補助金の額とはリンクしていかないというような場面もあるということです。

**委員** 私の友達でシルバー人材センターに行っている人が何人かいます。その人たちは非常に行って働くことに生きがいを感じているのです。だからこれはいいなと私は思っているのです。ただ、仕事が専門化されていない。現役時代の技術をそのまま持ってきて、それでやる。少なくとも金を取ってやろうとしたら、もっとも腕を磨く、その努力をしなくちゃいかんと私は思っている。シルバー人材センターというのは本当にいいと思いますけど、もうちょっと集まってくる人たちの気持ちを一つにして、自分から腕を磨いて、自分から仕事を探す、そういう努力を、どうやったらできるのかななんて私は思っている。これは何も節約の問題とちょっと離れますけど、基本的

な問題ですから、私はこういうところで言いたいですが、もう根本からあれば、使命感というか、もう少し社協職員が使命感に燃えてやっているような気持ちを、シルバー人材センターも全体的に持ってほしいと私は思っている。

先ほどどんどんどんどん人が少なくなっているという話があるでしょう。要するに幾ら登録しても仕事が回ってこないそうです。公平に仕事を与えるのが大変な仕事なのだ。それはそうでしょう、だれかの委託をとるとか何か、委託、受託するとか、自分で販路を広げないのだから。問題は、どうやって順繰り順繰りみんなに公平に分けるかということです。節約の面からいろいろ考えなくちゃいかんけど、本当にシルバー人材センターの生き生きと元気づける何らかの方法、また何かあるのかなと考えるんだけど、これをやっぱりその市から当然求めて行っている人たち、それから、参加する人たちも含めて、やらなくちゃいけないのかなと私は感想を持っています。

要するに補助金がどうか有効に使われる、その基本がシルバー人材、ちょっとまだ欠けていますというのが感想です。

**委員長** そのマネジメント全体に対する感想、印象です。この辺の改善というのもやっぱり前提になるというふうに思いますので、ちょっともう少し活発に改善できないかというような、意見として付すことには構わないでしょうね。

**事務局** それはもうぜひ。

**委員長** あと、超勤の問題は社協と同じような問題。

**委員** これに意見があるのですが、これ本当に要るのかなという気持ちがするんですけど。

**委員長** 必要性ですか。

**委員** つまり民間のほかのいろいろな仕事があるでしょう、民間がやっている。それとこれは競合しているわけですね。

**委員長** 競合する部分があります。

**委員** なぜ任せて、民間に任せてしなくちゃいけないんだろうか。シルバーだからというのは、何かもっともらしい、ああかわいそうだなという感覚が最初に立っちゃって、そのために何か僕ら判断を間違えているのではないのかなという気がちょっとします。

**委員長** だから基本的にはやっぱり高齢化社会に対応して線づいてきていますので、やっぱり高齢者、現役を退いた高齢者の方々の社会参加の受け皿という位置づけですよ。だからビジネスライクではないなど、そういう仕組みとして。

**委員** これは会員にならなければいけないのでしょうか。

**委員長** 会員制ですね。だから仕事の紹介、ハローワークみたいに仕事の紹介じゃなくて、それはできないですよ、仕組みとしては。だから生きがい活動みたいな形の、会員制にして、実際はビジネスみたいなことをやる。植木だとかそういう、含めてやっているのでしょうか。だから今までの経過も含めて必要なのかということについて

てはいろいろ議論あるでしょうね。なかなか活発化しない、確かにさっき言ったような批判はあるとは思いますが、

**委員** もともと難しいことですよ。

**委員長** 難しいことです。

**委員** たくさん会員がいると、仕事はわずかしかないと。そうするとその仕事を皆さんに公平に分けていかなければいけない。

**委員** これ難しいですよ。

**委員** 好き嫌いで分けてしまうということになるのではないですか。

**委員** まず一つは、私はちょっと違いますけども、60歳なり65歳なり定年で勤め上げてやめた人は、一番困るのは、あしたから行くところがないのです。そうすると何かというと、このシルバー人材センターに申し込むのです。何か行くところがありませんかと、そこまではいいのですよ。じゃあ行くところがある、もし入ったなら、そのためには自分の腕をどれだけ磨かなくちゃいかんということが抜けちゃうわけね。家にいてもしょうがないから、どこか生きがいの一つとして行くところないかという神頼みでみんな登録したがるわけです。自分に腕もないのが登録したってそんなもん、仕事あるわけじゃないじゃないですか。そこのところが一番問題なのです。だからそれもいいやと、じゃあ仕事ばかりサラリーマン時代やって、自分の本当の社会参加型の実力を備えずに卒業した人どうするのですかといったら、やっぱりそんな人でもそこへ入ってもらって、その中で精神的に改善、改革してもらって、そして腕を磨いて、そして自分からどんな仕事でも来てくれるように努力することがやっぱり必要なんじゃないかなと私は思いますから。民間との競争で負けるのはしょうがないですよ。民間と負けないぐらいの気概と実力を備えれば何やっただめですよね、それは。という意味では私は必要だと思う、実際の問題として。

現に私の近所の人もやっぱり登録しましたよ。何だかんだ言いながら喜んで行っていますね。だから全然、民間に任せればといいという話じゃないです。もちろん民間と競争して、入札して負ければ仕事なくてもしょうがない、これはしょうがないです。年寄りだから、人材シルバーセンターだから違う仕事やるなんてとんでもない話で。

**委員長** その辺の全体なかなか難しい課題でしょうけれども、魅力あるシルバーに全体を改善してもらってという意見。

**委員** じゃあその幹部の方々が固定化して、もう親方日の丸みたいな感じになってしまっているのではないのかという感じもちょっと出てくる。

**委員長** いろんな要素があるのでしょうかね、それはね。

**委員** マネジメントのものだから、さっきおっしゃった。

**委員長** わかりました。その辺もこの補助金の中で。

**委員** 課題ですね、そこはね。マネジメントが。

**委員長** そうですね。それと超勤の問題が指摘されています。これは社協のところで議論し

ましたので、同じようなことが言えるんだろうというふうに思います。

それとも一つ、繰越金が多い、ふえる、昨年度と比べてもふえているという、この辺もやっぱり補助金とのバランスの問題、財政課長もおっしゃっていましたが、どうしてこう繰越金がかなりふえるんですか。

**委員** 20年度予算で、繰り越しが1,400万ということになっているのですが、これは、予算枠。

**事務局** これは前年からの繰越金がこれだけ、20年予算では。

**委員長** なるほど、送り込まれてきた繰越金だということですね。200万ぐらいふえている。

**委員** 40万ほど一応ふえています。

**委員長** この辺もよくわからないですね。所見のところに繰越金の問題ありましたか。書いていませんでしたか。積立金が多く発生、積立金か。

**事務局** 積立金ですね。

**委員** 積立金、基金からの、何かをすることで積み上げていないのですか。

**事務局** 積立金がいろいろ、幾つかに分解するのですが、退職手当の引当金で積んでいるのが2,000万です。あと、減価償却の引き当てとしての部分が640万ほど、あと、固定資産の所得積み立てということで1,150万、あとこれは余り色がついていないところですが、財政運営資金積み立てということで、3,800万。

**委員長** 結構、余裕があるじゃないですか。

**事務局** この問題、財政運営の資金積み立てというのは5億円の予算規模に対してはかなりのパーセンテージだなという気がいたします。

**委員** 今後のシルバー人材センターの元気村の建物は自分自身で減価償却したり積み立てたりしているのですか。

**事務局** そうです。

**委員** この人材センターというのは法人ですか。

**事務局** 法人です。

**委員** 法人格持っている。だから人材センターとして財産は持てるわけですね。

**事務局** はい、そうです。

**委員** これ幾らか償却分ぐらいはキャッシュが残ってきたって一つも不思議はない。

**委員** 余っていると言えるのかどうかよくわからん。

**委員長** 関連ですけど、20年度から補助対象項目の一部見直しを行ったというふうに、これは財政課の方で行っているわけですか。

**事務局** これにつきましては、一つとしては、事務局長の退職手当に対する補助をやめたということです。いま一つは、時間外の勤務手当に対して、補助内での上限を設けたという、その2点が大きなものです。

**委員長** 時間外のこともやっているわけですね。財政調整基金もかなりあるようですので、

その辺含めて、補助対象項目の見直しの可能性あるのかもしれませんが、まだ。かなりその辺も努力してもらおうというようなことが言えるのでないかと思いますが。

そのほかございませんでしょうか。調べていろいろご意見があるようでしたけれども、その辺も含めて意見の中にニュアンスとして組み込めれば組み込みませてください。それでは、ひとまず終わらして、次に参りたいと思います。これも老人関係、高齢者関連ですけども、老人クラブに対する補助ということですね。順次、小さい補助金になっていますので、ペース上げていきたいと思います。

#### 事務局

では、資料1・33・1というものと、1・33・2というものが、二つとも高齢クラブへの補助ということで、関連がありますので同時にご説明したいと思います。

まず、1・33・1の方の老人クラブ補助事業ということで、こちら小平市に単位クラブという、地域ごとに35団体ある高齢クラブがあるのですけれども、そちらが、各、それぞれ自主的に活動を行っているんですが、そちらを取りまとめる高齢クラブ連合会というものに補助するものとなっております。

こちら昭和40年に補助を開始されたもので、補助金額が、そんなに大きなものではないんですけれども、20年度予算で45万9,320円ということになっております。こちらの財源のその他財源としましては、基本的には会費収入が主なものとなっております。

続きまして、1・33・2の単位クラブの方に移りますけれども、こちらはそれぞれの会員の方レクリエーションなどを行って、会員相互間の親睦を図っているものとなっております。こちらはそれぞれの単位クラブに入る補助金が29万8,000円ほどとなっております。

以上でございます。

#### 事務局

それでは、若干、要綱に沿って補足で説明をさせていただきます。

まず、この個々の老人クラブの方ですけども、こちらについては助成金を受けることの老人クラブの基準というものがこんなことですので若干申し上げます。要綱の第3条のところにもいろいろありますけれども、おおむね60歳以上の方で構成されていることとありますとか、あるいは活動は地縁的交わりのある地域内に居住するおおむね50人以上の者で組織されていて、常に参加者がおおむね30人以上であること。それからまた、会員や組織の地域はほかの老人クラブと重複しないというようなことが書かれております。

また、運営自体は会員の創意により教養、保健、慰安等を通して、みずからの生活環境を改善することを主眼としたものであることとございます。

また、11のところでは、活動の期間として3カ月以上活動していること。あるいは、集会は少なくとも週1回以上開催することというのが書かれております。

また、活動の内容として、ボランティア活動、生きがいを高めるための各種活動、健康づくりに係る各種活動、その他の社会活動といったことで、活動の内容等について

てを規定しているところがございます。

こういうふうには単体の老人クラブというのが小平市には現在35の団体があるわけ  
でございます。その35の団体がそれぞれ別々に活動はしているという実態があるわ  
けでございます。

それを一つ取りまとめをするのが老人クラブ連合会という、資料33・1の方の団  
体になります。こちらはその35の団体の統括的なポジションにあるといったところ  
になります。こちらのやる仕事としては、老人クラブの連絡調整でありますとか、老  
人クラブの育成指導、指導者の研修等々がこの連合会の方の仕事ということになりま  
す。

ヒアリングの様様といたしましては、単位クラブの数についてまず聞いてございま  
して、35団体であるということです。

どのような活動をしているのかということで、問2のところ記載しているところ  
でございます。

財政課の所見といたしましては、細かなことにもなるんですが、一部見直の必要あ  
りということで書いてございます。

所見の内容といたしましては、一つには、調べました、あるいは担当課に確認しま  
したところ、補助団体がすべき事務、補助団体というのは基本的に補助団体という  
一つの活動実態があつて、経理あるいはその事務等も全部やるわけですけども、その  
あたりの仕事を市の職員が成りかわって行っているというような実態があるといった  
ことが一点ございました。本来、独立した団体であるべきでため、事務はその団体に  
おいて行うべきであるということに記載してございます。

それと2点目では、決算書等から読み取った限り、実際の充当先がいま一つ不明瞭  
な、よくわからないというようなこともありましたので、そのあたりの支出の状況等  
についてはより明確にしていく必要があるといったことで、両方ともやや細かなこと  
ではございますが、このあたりについて改善するべきであるということで財政課の所  
見としては取りまとめたところでございます。

以上でございます。

**委員長** 高齢クラブ、いわゆる老人クラブの活動補助ですが、何かご質問ございませうか。

一つ、1団体の単位クラブへの補助なんですけども、ここに書かれているのは一例  
なんですけど、29万8,550円と書いてある、頭で1,000万ちょっとに  
なるわけですね。このそれぞれの単位は会員数によって決まるのでしたか、メンバー。

**事務局** 助成金額はほとんど、一番小さいもので24万5,000円、一番多いもので29  
万2,000円です。極めて狭い範囲の中の差です。会員数等に。

**委員長** 会員数等ですかね。

**事務局** はい。

委員長 全部1,000万以上にはなるんですね。

事務局 そうですね、1,086万です。

委員長 団体の方は、これは連合会の方は、ほぼこれは同じようなわけですね。減る傾向にはあるのか、これも会員数なんですね。

事務局 これは本当に事務的な取りまとめですので、また財源的なところでも会費収入の方がはるかに補助金よりも多いということで、そういった意味ではその団体としての財政上の独立性というのは非常に高いと見ているところです。

それぞれに東京都の補助金が、個々の団体の分についても、あるいはその連合会についても、括弧書きで。

委員長 括弧書きが東京都。

事務局 括弧書きである数字は、都支出金です。内訳としては都ということです。

委員長 都の補助金基準、市の補助金基準、基本的には同じようなベースですか。額が違うから違うんだね、額が違うんだけどね。いずれにしる東京都からも一定基準で来るんですかね。

事務局 そうですね。

委員長 はい、わかりました。

事務局 都は都の要綱によります。

委員 基本的なことですけど、補助金って都から今までの例、ほかの団体もそうなんですけど、市から出る補助金があつて、都から出る補助金もあつて、国から出る補助金もあつて、さらに社協から出る、社会福祉、社協から出る補助金とか助成金額を受けていけるというのは大体普通なことなんですか。普通なことというか。

事務局 必ずしも普通ではないですが、そうですね。

委員 当たり前のことなんですか。

事務局 一定の意味では当たり前のことといえば当たり前のことです。国なり都なりの施策として補助をすることが、公共の福祉の増進につながるというような判断をしたようなものについては、やっぱり国の補助金があつたり、都の補助金があつたりと。都の補助金、そういう国なり都なりの補助金があるものについては、市はそれを受け皿としてつくって交付するというような役割があるのですね。国から直接、例えばこの老人クラブ、ちょっと特異なのですけども、これは都だと思ふのですけども、都にしても、都から直接こういった団体に行くという意味では、これは経理上なかなか大変なことなものですから、市を介して行くと。市はそれに上乗せで補助すると、そういう構図ですね。

委員 ということは今まで社協から出しているのはおかしいんじゃないかという、おかしいというか、二重で補助金出して、さらにそこから出ているのは二重じゃないかとお話がありましたけど、それは普通なことなんですか。都から出ていて、都と市の関係を考えたら、市と社協との関係とは一緒なのかなとちょっと。

**事務局** 確かに市と社協というのは極めて近いところにいますけども、これはもう明らかに別団体であるのは間違いないわけですね。社会福祉協議会は社会福祉協議会の考えと意思という、それは独立してあるわけですから、市が補助していろいろがいが自分は補助しますということは、やっぱり行動としては成立するということではあると思います

**委員** でも都も市に交付金とかと出していますよね。

**委員長** 補助金に類するのはあります。

**委員** だから同じ構図なのかなとちょっと素人考えで思ったのです。

**委員長** 大切なことだと思うのですが、例えば最終的には市民に渡る給付金なんかにおいても、例えば児童手当とかいろいろあるわけですよ。それも市の分担割合、都の分担割合、区の分担割合とか、国の分担割合とかと、こう率が定まっているケースが結構福祉関係のところでは多いんですよ。それは、この制度は市も都も国も協力してやるというのが日本の制度の特徴なんです。市がやったら国はやらないとかと、そういう仕切りでなくて、同じ事業を国も都も市もそれぞれの責任に合わせて持ち合いましようという、そういう仕組みが多いわけですね。特に福祉制度なんかの場合には、そういう構造のものが多いんですね。

**委員** じゃあ市と社協もそういう割合とかで。

**委員長** だから社協の場合は、ちょっと外郭団体だから、社協に直接補助、国の補助が入るとかというのは、やっぱり市を介してやるのでしょいうが、でも特に社協の議論になったのは、同じ小平市民に対して、市役所も社協も福祉関係の、同じようなことをやっていて、両方から出すというような、整理する部分があるのではないですかということ。

**委員** それは都と市の関係と、市と社協とのその関係と何か同じな。

**事務局** 似ていますけども、やっぱり国と地方公共団体という、自治体と国との関係ですね。  
**委員長** 行政組織の場合は。

**事務局** 市と社協というのは、片一方は地方自治体ですけども、片一方は全く違う社団法人という団体ですので、それはやっぱりちょっと意味合いは違うのかなと、ちょっと似ていますけれども、やっぱり意味合いは違うのかなという気もいたします。

**委員** わかりました。

**委員長** おっしゃるように3階建てのケース、結構あるのです。福祉、特に福祉なんか多いですよ。

**事務局** そうです、はい。

**委員** もしその割合で支給するのが、社協に当てはまればすぐすっきりするだろうかと、今まで議論してきたことが。

**事務局** ありがとうございます。

**委員長** ほか何かございませんでしょうか。

委員 財政課さんの所見で、実際の充当先が決算書等から読み取れないと書いてあって、要綱5条に「現金出納簿に記載しなければならないこと」と書いてあるのです。この現金出納簿なんかチェックされている方っていらっしやるのですか。

委員長 老人クラブのですね。

委員 これは特に上がっていくようなものじゃないですか、現金出納簿というのは。

事務局 老人クラブ。結局、35あるわけですね。35がそれぞれ活動していて、出納帳つけているわけなんですけども、出納帳一つ一つは市の方には届くようにはなっていないんです。実績報告書というような形のものが来るわけなんですけども、その記載の仕方が不完全だと内容がよくわからないというような。さっきも申し上げたとおり、事務自体が市が成りかわってやっちゃっているようなところが実態的にあったりするんですね。非常にやや不便というか、言葉はあれですけど、いいかげんみたいなことは、なかなかこんな面倒くさいことやらせるなよみたいな、そういうやりとりが現場ではあるのですよ、高齢クラブ。これは悪く言うつもりはないんですけども。

何かやっぱり高齢クラブという、基本的に皆さん楽しむためのものです、どちらかという。楽しむのにこんな面倒くさいこと、あんたやってよと、そんな感じ、現場ではそういうことです。

委員 領収書だけあるよとかと言って。

事務局 そういうふうにやっていると一応内容も、やっぱりその6条のところでは交際費とか、酒類等はだめですよと言っているんだけど、だめだと言いながら支出しているようなこともあるかもしれないとなる、そういう危惧はあるのです。やっぱりその事務はきちんと、補助をするということは、きちんとした事務があるということが前提になりますので、これに限りませんが、ややそういう傾向が強いのかなという面がございます。

委員 何か老人クラブと自治会と、自治会は後に出てくるのか知りませんが、何かごちゃごちゃしてよくわかりませんね。

事務局 自治会はもう別の年齢構成は関係ないです。

委員 もちろんそれは。

事務局 それはやはりその地縁ですよ。地縁ということにおいては同じ要素は高いですけどもね。

委員長 これは、いろいろ指摘事項もあるようですが、見直しをして。

委員 実績報告を市の方がつくっていたりするんですね。

委員長 その辺はやっぱり補助団体だから、幾ら高齢者の部分でも、基本的にはやってほしいですよ。

事務局 それは、はい。

委員長 受けた、収支報告なり何なりつくるのはルールだとは思うのですね。

事務局 やっぱりもうこれも習慣ですので、きちんとするように、もう当たり前になれば。

委員長 最低のマナーでしょうね。

事務局 そうですね。

委員 あれですね、出納簿つけられないようだったら補助やめた方がいい、幾年とっても最低でも押さえずなくちゃ。

委員 そうですね。

委員 公金、税金を勝手に使っていて、これようわからんからおまえ頼むよなんていうやり方は絶対だめです。

委員長 それは意見としていいかもわかりませんね。とにかく補助を継続する条件とは言わないけれども、きちっと。

委員 最低限。

委員長 最低限のマナーではないかと指摘があったと言っておいてもらって。  
それから、副委員長の方からは、対象者の満足度調査は行われているのかとか、そういう交渉、これからの福祉課としての交渉とか等をお聞きされていますが、これは活性化していくための一つの方策のようなことを聞かれているんじゃないかと思いますが、財政課ではちょっと。

事務局 副委員長からの、これに限らず経理的な側面ですとかという、あるいは支出に伴っての満足度の判定に当たっての測定の際の盛り方についてご指摘を再々いただいていますけれども、確かにもう少し立体的に活用を判断していくような見方というのは、これに限らず必要なのかなという気がしているところでございます。

委員長 それじゃあ、老人クラブよろしいですか。  
(なし)

委員長 次は、自治会等の防犯灯補助、電気の補助。

事務局 では、自治会関係が資料1・34から37まで全部自治会関係ですので、まとめていきたいと思います。  
まずは、電気料補助ということですが、自治会が所有する防犯灯に対して、電気料を100%市が補助するというものとなっております。こちらはかなり補助開始年が古くて、昭和35年当初からずっと補助を行っているものでございます。  
こちら簡単ですが以上です。  
次に、続きまして、防犯灯設置費補助、新設・建替ということになりますが、こちらは防犯灯を新設する場合には、上限2万円で補助を1基に対して行っております。  
あと、建替に関しましては1万5,000円で補助を行うというものです。  
続きまして、1・36自治会等掲示板設置費補助、こちらは昭和48年から開始された補助で、自治会の方で掲示板を新規に建てる場合に1万3,000円を上限に補助を行うというものとなっております。  
そして最後に1・37です。自治会消火器購入費補助ということで、こちら消火器の設置を自治会の方で行う際に、こちらは費用の2分の1、8,000円を上限に

市が補助金を出すというものでございます。

以上でございます。

## 事務局

自治会関連の補助金が4件ということでございます。

1・34は、防犯灯の電気料の補助ということでございます。防犯灯の電気料の補助につきましては、電気料については10基相当分を補助するという形で行っているところでございます。また維持管理費については、1基当たり年額200円を上限として補助しているということでございます。こちらについては補助金の執行後、非常に多くの補助金を受ける団体に、補助団体という形に実際になるわけですが、これで市内全域の、これは私道についている防犯灯、市道、公道についているものについては市が設置していますので、これは市が電気料そのものを賄っているわけですが、私道についているものについては個人がつけるという形ですので、その電気料の補助をしているということでございます。

こちらについては財政課の所管課の所見といたしましても、従来どおり継続という形で考えているところでございます。

続いて、新設・建替のものでございます。こちらについても、私道上に防犯灯を設置する場合には要件を満たした場合には2万円を上限に、1基当たり補助すると。あと建替の場合も1万5,000円を上限に補助するというところで、表の中で書いてある数字は、これは1件当たりの予算額が書かれてございます。

実際に問2のところでは補助件数の実績はどのぐらいかという問が、やりとりがございます。19年度の新設が20基16団体、建替は44基27団体であったと。決算額としては、新規・建替合わせて105万6,000円でしたということです。20年度については予算として150万円ということで補助しているところでございます。

こちらについても経常的な事業の補助ということになるわけですが、継続というところで考えているところでございます。

続いて、1・36自治会等掲示板設置費補助でございます。こちらについては補助開始年も昭和48年と経過年数35年ということで、こちらについても相当古い補助にはなっているわけでございます。

ところで、こちらについては経費の70%の1万3,000円を上限に補助すると、新設する場合、ということになっているわけですが、問のやりとりのところでもありますとおり、19年度の補助の実態としては3基3団体ということで、決算額が3件で2万9,000円、20年度は4基3団体ということで決算額はこれは5万2,000円ということで、非常に零細補助といったことになってございます。

こちらについては、私どもの所見といたしましても一部見直しの必要があるというふうにとらえてございます。見直しの内容としては、補助件が少なく、自治会活動の需要に見合っているのかも判断できないと、少な過ぎてですね。現在、掲示板の新設や建替のみの補助だが、修理代も補助対象とするなど、内容の転換をしていく必

要があるのではないかということで考えたところでございます。

続いて、1・37の自治会消火器購入費補助でございます。こちらについても年数としてはもう36年たった補助ということで、相当古くからあるわけですが、こちらでも1基当たり、1カ所当たり設置費の2分の1、8,000円を限度に補助するということになっているわけですが、こちらについてもどうも例年余り設置、補助のやりとりの実態がどうもないという零細補助ということになってございます。

こちらについても、その零細補助という実態を踏まえて、一部見直しの必要ありという評価をしてございます。所見としては、例年一、二件という申請件数から見ると需要がほとんどないことが推察されると。補助の意味が希薄であり、存在意義が問われるところである。現在は設置費の補助のみであるが、薬剤の重点補助もするなど、消火器の場合は一定の期間が来ると薬の入れかえをしないといけないということになっているわけですが、その辺の補助については、今、現に用意したものがないわけですが、そういったことを加えるなどとして、今後見直しをする必要があるのではないかと考えたところでございます。

以上でございます。

**委員長** 自治会関連の4補助金ですが、街路灯の電気料、それから新設補助、これは私道部分の街路灯等の設置ができるような補助ということで、これは継続する必要があるのではないかという所見ですが、何かございますか。

よろしいですね、これは。

**委員** 賛成という意味で、ぜひ消火器の薬剤充てん補助も加えてほしいです。

**委員長** 消火器の方ね。

**委員** 消火器、あと修理代、修理代も、ちょうど私、自治会の会計をやっているんですが、ぜひお願いします。

以上です。

**委員** 自治会は。

**委員** 自治会費、自治会から払っている。

**委員** 自治会が払うんですね、こういう防犯灯。今、私もこれ見て初めて助成金が出るということがわかったんですけども、たまたま自治会費で、結構たまっているんですよ。それで自治会費からそういうものを払っているんです。申請はしていないということです。申請しないとこれはもらえませんよね。だからここに大体去年の2件しか、一、二件しかないと書いてあるのは本当だなと思ったんですよ。自治会でやっている、予算があるので、もうだれも言う人もいないし。無条件で。消火器とか、消火器を入れている箱とか、やっぱり壊れるんですよ。そのたびに業者さん呼んで自治会費で賄っているます。だからある割にはここの件数が少ないなと思ったものは、やっぱり自治会費で出しているんじゃないですか。多分、こういうこと知らないと思うんですよ、わからないと思います。私も会計もやったことありますけれども、これ

はわからなかったですね。

委員 PRが足りないとか。

委員 そうですね。

委員 あと、それからその補助をもう少し内容を広げるとか、ニーズ自体はやっぱりあると思うのですよ。

委員 そうですよ、ただどここ一、二件というのはおかしいですよ。

事務局 新設が少ないということ、今ついているものを直そうというところには補助の対象にならないから、結局、自治会が自分たちの会費なんかで払わなければいけないと、逆にこういう少額の件数で、補助の意味はどうかということになれば、じゃあこれをもっと活用するには修繕の方にも適用できるように、その補助のやり方というのかな、それを見直した方がいいということをお願いした形でまとめれば変わってくると思うのです。

委員 お願いします。

事務局 ありがとうございます。

委員長 これはいずれにしろ防犯灯等の関連ですので、充実させるという、これからのやり方のシステムのところがちょっと件数が少ないのが問題だと思うのです。

そういうことでよろしいでしょうか。

事務局 ありがとうございます。

(なし)

委員長 それでは、学校保健会です。

事務局 学校保健会、資料1・38、学校保健会は小平市内の公立小学校、中学校の学校長、あと学校医、学校歯科医、学校薬剤師、養護教諭、学校栄養士で組織されたもので、保健の充実、発展を図ることを目的に結成されたものとなっております。

主な活動としましては、講演会の実施ですとか、あとは「子どもの健康」という、健康白書の発行をしております。こちら補助開始年が昭和57年で、現在、26年が経過しているところです。

以上でございます。

事務局 こちらの主な活動としましては、健康白書の毎年の作成というものが主な成果物といったことになってございます。こちらは毎年毎年この白書を作成をしているところでございます。構成も、繰り返しになりますが、学校関係者のほかに、学校医、歯科医、薬剤師、養護教諭、栄養士等で組織しということで、それなりに学校現場の保健を担う箇所の人間が連携し合って運営しているといったことでございます。

内容的には小ぶりのものではございますが、それなりの成果も上げているということで、継続ということで考えています。

委員長 ゾクさん、何かありますか。

委員 これは小平市学校保健会の活動への要望ですが、学校には、公の施設には必ず入り

口に手指消毒の、しゅっしゅっという消毒液があるのです。学校だけはないのですよ。ぜひその補助金をそういうところに使っていただけると、保健、衛生、保健の一環だと思うので、そういうところも活動というか、補助、内容とし、この団体の活動の一つにしてほしいなと思っています。

委員長 それはやるとすれば別建てにやるのでしょうか。

事務局 直接の補助団体のやるということよりも、そもそも学校の運営に係る部分ですので。直接事業ですね。

事務局 補助金の趣旨というよりは、市の公金の直接支出ということのタイプの話だと思います。だからといってすぐできますということはできませんが、ご要望あったということは事務的にも伝えて。

委員長 要望があったことは、ここ直接じゃないと思うので、何かの形で、せつかくですから。

事務局 それは事務的に伝えてまいります。

委員 今の話と関連して、何で小平市学校保健会なんていうグループをつくってやらなくちゃいかなのだらう。校長会でやれば、それで一発で終わっちゃう。今の補助金じゃなくて、教育委員会か学校管理課か知りませんが、そこでやればいいじゃないですか。何でこんな独立の団体をつくってそこに補助金出すなんて回りくどいことやるのだらう。子供の健康そのものは学校そのものの仕事じゃないのですかね。よくわからないんですよ、何でこんなことするのだらうな。やること自体はいいですよ。わざわざこんなところへ遠回り補助金出してと、学校活動そのものじゃないですか、仕事の。

事務局 学校活動そのものということになると、学校長ですとか、教員ですとか、そのあたりであれば学校だけの範囲かなと思いますけれども、お医者さんですとか外部の人間も組んで構成しているというようなあたりがちょっと、教育の分野だけで直接公費支出という形とはかなり違うのかなといったところかと思います。

委員 わかりますけれども、学校長会で、歯科医師でも養護、呼んでいろいろ企画してさっさとやりゃ、そんなわざわざこんなことまでやる必要ないのかななんて、素朴に思っている。

事務局 一つには、こういう会として独立してやるというのは、やはり継続した意思を伝えて安定的に進めていくための一つの形を与えるという、そういった意味もあるというふうには考えています。

委員長 学校保健会、こういう学校医さんなんかを含めた横断的な組織になっているというんですか、そういうところが一つの団体としていろいろ啓蒙活動とか啓発活動をやるという。

事務局 あとは年に一度ですけども、講演会を主催してやっています。

委員 学校長の権限の外でこんなことやったって意味ないと思うので、総括的に子供の健康を考えるのは学校長でしょう。何もお医者さんじゃなくて、お医者学校長の命令

に従ってやればいいだけの話で、よくわからない。

**委員長** 命令というか、それは委嘱する部分でしょうから、協力をもらうという建前で。

**委員** そうするためにこういう保健会というのをつukらないとうまく機能しないのかなというのが私は疑問なの。

**委員長** 経過があるのでしょね、直事業じゃない。

**委員** 日本は何でも、今までのそういう、自治会でも何でも、障害者の会でも、実際活動しているやつ、それをまとめて、そこへぼんと補助金出すというシステム、今まで全部そうだったでしょう。よくわからない。

**委員** よくわかりますね、その意見は。

**委員** いやいや、それはだめだというんじゃないですよ。

**委員** やっているのは大体根元ですよ。

**委員** 大事なことから、もっと考えれば簡単にできるはずなんだけどな、なんて。

**委員** 常に間接話法でやらなきゃならない、そこに何か組織とか団体というのをつくって、それを通して、何かやっぱり人を管理したいという気持ちがあるのですかね。

**委員長** 要は校長の責任なのでしょうけど、学校単位でやるというよりも、全体でやった方がこれいいわけですね。だから校長会とかでやるのですかね。そうすると全国レベルになって、それに医者も参加してもらわなきゃいけないですね、プロですから。そういうものやっていると。

**委員** 学校の範囲を超えるんですか。

**委員長** やっぱり一つの組織が必要だということからでしょうね、多分。校長の命令でお医者さんを使うとうまくいかないでしょうから、そういう協力をもらう母体としてこういう団体が必要だったということですかね。

**事務局** 小平のそういう子供をどうするかというような大きなところから、結局、校長先生、学校、一つの学校だけであればそういうふうになり立つと思うのですが、小平市全体ということを考えていくと、小学校の校長会もあるし中学校の校長会もある、また、お医者さんにしたら医科もあれば歯科もあるし、その中に薬剤師さんも入ってもらわなきゃいけないし、栄養士会だとか、保健所だとか、もろもろが絡んで最後の方で一つにまとまって、小平としてどういう方向性をというのを出すというのがこの保健会の組織という形になっているので、やっぱりなかなか一校長さんでやればというふうにはなかなかならないのかなと。

**委員** なるほどね。

**委員長** 保健所などの、ですから、子供に健康に関するいろんな関連団体が一堂に集まって、情報交換もしながらテーマを決めて、それを各学校にまた返していく、そういう位置づけですね。

**事務局** そうですね。

**委員** それでもいいと思いますけれど、なぜ校長を、最終的な責任者だから、校長が自主

的にそういう歯科医師だ、保健婦だと集めて、はい、検討しなさい、それで経費も学校の経費でそれに渡して、そういうふうに自分の監督なり権限の範囲内で責任持ってやらせたら、校長会から独立して保健会なんてつくる必要ないのかなど。

**委員長** この学校保健会というのは何か教育委員会とかの運営、これはどこの市もこういう組織を持つという、そういうルールになっているのですか。何かそんな感じしますよね。多分、学校保健会だとか学校給食会だとか、いろいろそういう組織があるじゃないですか。それは何か一定の基準があって、各市ともそういうレベルで取り組んでいるという、多分そういうのがあるじゃないかなと思うのです。小平だけじゃないんじゃないかなと気がしますね。

やり方としては子供、学童に関する健康だとか病気だとか、そういうものに関する関連のところがかう集まって、情報交換しながら何か一つの啓発活動をやっていくとかという、そういう位置づけのところをサポートしようという。

**委員** 毎日の生徒の顔色や健康状況を見ているのは教師ですね。教師のトップが校長でしょう。それが何で自分が先頭に立って、医者だ看護師さんだというのを命令して議論させないのか。

**委員長** だから各子供に対するケアはもちろん学校単位でやっていると思うのです。これはもうトータルな問題で、例えば今度のインフルエンザなんかはどう組織的に対応するかというようなこととかを含めて、そういう機関が集まったところで議論して、それを持ち帰ろうとか、そんな位置づけじゃないのかと。

**委員** だから校長会でやればいいじゃないですか、校長会の下で。

**委員長** いいし、それは教育委員会が直にやってもいいし、やり方としてはいろいろあると思うのですが、こういうスタイルを継続しているということは何か、ほかの市町村も同じ仕組み。

**委員長** 保健会とか、そういう。

**委員長** ということで、きょうのところは。

**委員** いいです、結構です。

**委員長** 次、行きましょう。

**事務局** 資料1・39、小平市立中学校における部活動大会参加費補助ということで、部活で地区大会ですとか都大会、全国大会などに参加する際の宿泊費、旅費等の一部を補助するというものです。こちらに関しては個々持ち出しなしで、補助率としては100%で賄われているということになっております。

**事務局** 要綱をご説明いたしますと、これは中学校のいわゆる部活動で、部活動で大会に参加、成績がいいと大会参加ということになります。大会というのは東京都の大会、あるいは東京の大会で島しょ部で行われる場合があります。それから、都の大会のメイン、関東大会とか、全国大会とかとあります。東京都の大会の場合は大会の参加費用を補助しますよと。それから、関東大会、全国大会の場合は大会の参加費と、そのほ

かに交通費、宿泊費、運搬費、運搬費というのは例えばブラスバンドなんかの楽器なんかですね、そういったものが該当しますけれども、そういったものを補助対象経費としてやっておりまして、100万円を上限といったことでやっているところでございます。

100万円ということだと、おおむね、大体、全額公費で賄えるといったことにはなっているところでございます。確かに全国大会なんかだと、相当遠方で開催されることもありまして、それを私費で賄うということになりますと、相当な経費負担になりますので、その経費の支援をするといったことから補助をしているということですが、結果としてかなり全額補助というような形になっているので、全額の補助というのはどうなのかなというような気持ちもあって、所見のところではやや辛口というか、補助率の設定なんかが必要なんじゃないかなというようなことは所見としては書いたところでございます。

以上でございます。

**委員長**       これはいかがですか。

**委員**        個人的な意見では、これはあった方がいいと思うのですが、以前議論した、ちょっとごめんなさい、補助事業名を忘れてしまったんですけど、体育課からもたしか出ていた。

**事務局**        全国大会、そうですね。

**委員**        これだけで全額負担、この補助金だけで全額負担となっていて、もし運動部だったらそちらからも出たらプラスになっちゃうんですね、もらう方は。ちょっと、二重でこう来るのかなと、こっちはもらったなら体育課からは出ないとか。

**事務局**        これは中学校の部活動ですよ、あれは。

**委員**        あれは地区の。

**委員長**        地域活動としての、

**事務局**        スポーツクラブとか。

**委員長**        確かに議論しましたよね。

**事務局**        あれとは、内容はダブって支給とか、そういうことにはならないということです。

**委員長**        これは財政課の意見は丸々出すのがおかしいじゃないかということですか。

**事務局**        これも要望が非常に高いものではあるんですけど、確かに全国大会といたらこれはもう大変な勲章でして、市として、市の看板、名前を背負って頑張ってくれているんだから、小さいながらも頑張っただけという気持ちもあるんですけど。

**委員長**        基本的には教育的支出じゃないんですかね。

**事務局**        そういう見方もあります。

**委員長**        どうですか、その辺、ジグさん。

**委員**        個人的には出してほしい。割合とか言わずに出してほしい。

**委員**        財政課は補助率、削ろうとしている。

事務局 やめるとかということではないんです。

委員 私は財政課の意見に賛成です。本当に公益なのかなと思うのです。

委員 そうですね。

委員 例えば全国の学業の方で、今、全国のいろんな模擬試験を受けに行くというのと、これと、どこが違うのかなと思ったりするのですけど。

委員 その評判が高まると、そこに住もうということに、例えばこら辺だと小金井市と国分寺市が都内で一番成績がいいのですよ。ではこら辺でじゃあどこを探そうかと思ったときに、私たちは同じ公の教育を受けられるのだったらレベルの高い小金井市に住みたいと思います、親として。そういうのがないですかね、部活動で。あそこは、三中は吹奏楽がすごいよとなっていたときに、今はもう学区制で決められていますけど、引っ越し際には私は調べますけどね、レベルだとか、活発に何かやっているところというのは。そういうのは公益性にならないのですかね。

委員 私よくわかりません。でも何か全額補助するというのは、これは何か公平という観点とか、公益という観点から考えたときに、果たしてそれが税金を支出するに値するものなのかな、全額。だって何もそういうことに関係ない人たちの税金もその中に入っているわけだから、子供はすべて税でやる。子供の成長は全部税でやるという考え方もどうかと思います。老人はかわいそうだ、だからこれも全部補助する、これもどうかと思います。やっぱり税金でやっているのだから。

委員 そうですね、遠方に何か受験に行くから補助とかもしているんですか。

委員長 いや、受験は関係ないと。

委員 いや、これはスポーツだけだから僕は言っているのですよ。スポーツが何で、なぜそれほど保護されなきゃならん問題なのかということに対する答えが。

事務局 文化分野でも。

委員長 プラスバンドの金もあるのでしょうか。そういうクラブ活動であればあるので。

事務局 プラスバンドの場合もあります。

委員長 受験とか模擬試験というのは非常に個人的なそういう問題だと思うのです。そこら辺ちょっと、他流試合するといったって、ちょっとどうかかと。

委員 ただ、部活動というときには非常に一部の人だけになるのですよ。

委員長 でもそれは学校の中でそういう部活動というのを編制していて、そこに希望して参加しているのだから、だれでも参加する、体育部であれ文化部でもあれいろいろあるわけじゃないですか、選択のうち。だから学校で位置づけての教育システムなのだから、義務教育であればやっぱり全額見るべきと私は思っていますけど。

委員 なるほど、そういう意見もあるな。

委員長 希望すればみんな参加できるという前提ですよ。

事務局 両論いただきました。

委員 筋論からいけば1割ぐらいは自己負担するのが筋でしょうね。大いに補助して、頑

張ってもらいたいけど、全額というのは、理屈からいったらちょっとやっぱり無理があるよね。

**委員長** これはちょっとまとまりそうもないですけど、両論で。  
じゃあ40番、行きましょう。

**事務局** 1・40番で、小平市心身障害者通所訓練等事業運営費補助です。心身障害者（児）を対象に心身のリハビリなどを行って、生きがいに結びつくということを行っているものです。12施設、今、補助しております。左の下の今後の方向性というところに書いてあるのですが、今後、平成23年度までに障害者自立支援法の新体系となるということで、現在、補助金ということで市から支出しておりますが、扶助費にかわる予定となっております。新体系になるまでは引き続き補助する方向というふうに考えております。

**委員長** これは例の自立支援法の関係、まだ、関連ありますか。

**事務局** はい。次に1・41の障害者地域生活支援で、こちらはグループホームの利用者に家賃補助をするというものになっておりまして、現在、5施設補助対象になっているものです。

1・42、小平市有償家事・介護援助サービス事業補助ということで、こちらは、これ例が小平いたわりの会ということになってはいますが、現在、3団体ほどこのサービスを行っている団体がありまして、在宅の高齢者ですとか障害者の方の家事・介護のサービスを行っているというものに対する補助です。

**委員長** 障害者、高齢者も含めて。

**事務局** いずれも福祉関係の運営費に関する補助といったことでは一くくりの性格でございます。また、内容的に、内訳のところ、うち国・都特定財源で、都の支出金のところに括弧書きで数字が入ってきてございます。これはみんな都制度の事業に市が乗っかるような形で支出が決定されていると、そういったタイプの補助金という性質のものでございます。

最初の心身障害（児）者通所訓練等運営費につきましては、補助対象となる経費につきましては、基本経費として訓練事業ですとか、授産事業、デイグループ事業の運営に要する人件費ですとか、旅費、事業費といった経費です。あと、重度加算経費、障害の程度によって加算される経費、施設をオープンする場合の開設準備経費等々が対象の経費といったことになってございます。

こちらにつきましては、今後、法の内容の変更によって、要綱、基板の部分の変更によって、若干、新体系になるというふうな動きもあるようでございますけれども、現在のこの事業、補助事業自体も東京都の制度に乗った制度でございますので、これについては特にどうこうといった内容のものではないということで、継続といったことで考えてございます。

次の障害者自立生活支援ですが、これはグループホームなごみのものついて記載が

ございますけれども、同じ内容のもので補助対象となっているのは、施設数では全部で5施設あるということでございます。こういったものが5個あるということです。

これについても、内容的には都制度に乗った補助政策でございますので、そのまま補助が継続ということで考えております。

最後の、家事援護・介護サービス事業補助金についても、こちらも、これは小平いたわりの会という会について書いてございますけれども、これはこういった家事援助等を行う場合のNPOに対する補助ということでございますけれども、現在の補助団体としては、これを含めて3団体あるといったことでございます。

こちらについても、これは平成6年の補助開始ということですがけれども、こちらについても、いずれにしても都制度であることから、小平市としてどうこうするといったことにはなりませんので、継続といったことで考えてございます。

若干、やや飛ばしましたが、以上でございます。

**委員長** 三つですが、いずれも基本的には都の制度の誘導に基づいて市が事業を始めたというような要素が強いようです。ご質問ありますでしょうか。

**委員** こういういろんな事業をやろうという団体といますか、グループができたらどんどんどんどん補助金を出していくわけですか。こういう事業をやるには、簡単にはできない。だれでも好きな、ボランティアでやろうとしたら、はい、自動的にそこへみんな補助金を出さなくちゃいかんというような性格のものなのですか。私、よくわかりません。これよく考えないと、障害者というのはそんなふえるかどうか知りませんが、独居老人とかそういうものはどんどんふえる可能性がありますから、どこでどういうふうに折り合っていくのか、勝手にそういう事業団体ができて、それにもどんどんつぎ込まなくちゃいかんという、これ一番、補助金をする基本的な考え方で、どの範囲にとどめるかということがないと、よくわかりませんがね。

**事務局** ちょっと、私、今資料を持ち合わせていないのですが、障害者福祉計画というものがつくられています。そういった中で、何年度までにこういった施設はどのぐらい必要だねというような計画が出ていますので、無計画に増やしていいということにはならないんだと思います。小平として、平成何年までにはこういった施設が幾つ必要ですぞというので、その計画にのっとった形でのプラスというのはあるのかなと。また、手を挙げてくれる施設がなければ、まだまだそういったものはふえていかないというふうにもとらえておりますが。

**委員** 障害者については障害者自立支援法という法律によって、補助金から扶助費になるんですか。

**委員** 支出の仕方がですね。

**委員** その障害者自立支援法の中には当然、ここでいう「障害者とは」という定義事項から、どういう人をどういうふうに見ていくのだというようなことがはっきりするのでしょうか、法律上は。だから補助金じゃなくなるということですね。

委員長 市の事業になるのでしょうか。

委員 扶助費になると書いてあります。

これ、それから、41番もそうです。

事務局 これについても本日冒頭、開始前のやりとりもあつたのですけれども、新政権は自立支援法の見直しみたいなことも言っている。

委員 障害者に負担ばかり強いるという。どうなるかわかりませんが。

事務局 それは先の話ですけど、現行の制度のもとでは、その法制度の現下に流れに沿った形には変わっていくということにはなりません。それが今後どう変わるのかというのはまだちょっと先のことです。

委員長 自立支援法というのは私も詳しくは知りませんが、福祉、全部行政がやっていたものに契約要素を入れて、自己負担部分多くしたりして、そこに補助を入れていっていたわけでしょう。そういう障害者を対象にしたそのもの、そういう契約概念がまずいと、やっぱり福祉に戻せという、多分、民主党の主張はそういうことでしょう。そうなってくると直接事業みたいになるのでしょうかね、扶助費として出すことになるからね。

事務局 可能性は高いです。

委員長 それは前から議論があつたところで、障害者団体だから、この自立支援法には反対だったのかどうかです。その経過は、余り詳しくは知りませんが、そういう流れが。

委員 でも、いずれにせよいわゆる補助金の対象からは外れそうですね、これね。市から直接という。

委員長 半ばもう福祉制度ですよ、多分、東京都もそうやっているし、東京都と連動して市もやると、補助して出すということですから。

委員 私なんかこの個人の独居老人に対する家事・介護サービス、こちらの方が一番大事だと思っているのですけどね。これをどういうふうに見通して、どういうふうな補助金でも何でも計画しなくちゃいかんのかということは何か研究してもらいたいと思います。

委員長 これは42の方ですね。

これは部長もおっしゃっていましたように、やっぱり介護ニーズだとかというものを見て、ニーズが多くなればやっぱり何か手を打たなきゃいけないですね。その場合にNPOが出てくれれば本当にありがたいぐらいの、その受け皿がそんなに出てこないのではないのでしょうか。何でも出てくればぼんぼん出すのかとおっしゃっていましたが、そういう状況逆にあれば望ましい方で、なかなか事業主体になるようなNPOは難しいのでしょうかね。

委員 これはある程度力を入れていかなければ。

委員長 行政がやるよりは、こっちの方が経費的にはお互いに協働関係でやっていけるといふこともありますよね。いろいろ福祉制度の複雑な部分もあるのですが、東京都の制

度と連動した仕組みのようですので。

**委員** 東京都の制度といっても出す金額は市が負担。

**委員長** 東京都が制度としてこれを、市が手を挙げれば一緒に事業としてスタートできますという、そういうスタンスになるのでしょうか。メニューを示すだけです、東京都は。

**委員** それで金額はじゃあもう市が。

**委員長** そこは東京都の分担割合があるわけですよね。

**事務局** 上限が決まってきます。

**委員長** 上限が決まって、だからうちはやらないという。

**事務局** このぐらいの施設だったら幾らですとかですね。その人数に応じてたしか違っていったと思うのですけども。

**委員** 都は補助制度で誘導策なのですよね。

**委員長** ええ、だからやらなきゃいけないということじゃないけれども、でも、隣の市もやれば大体やるということになるのね。

ということですが、この三つについては継続ということで、やむを得ないのではないかと思います、よろしいでしょうか。

(異議なし)

**委員長** 時間が経過して申しわけありませんが、ご協力を得まして、きょう示された資料の部分、一応、検討が終わったということになります。

ありがとうございました。